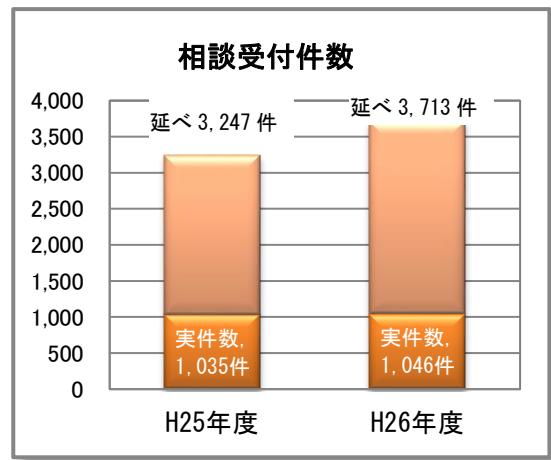


平成 26 年度 札幌市子どもの権利救済機関 相談状況等の概要

1 相談の状況

平成 26 年度の相談件数は、実件数 1,046 件、延べ件数 3,713 件であり、前年度比では、実件数で 1.1% 増、延べ件数で 14.4% 増であった。(前年度 実件数 1,035 件、延べ件数 3,247 件)

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。



(1) 相談方法の内訳

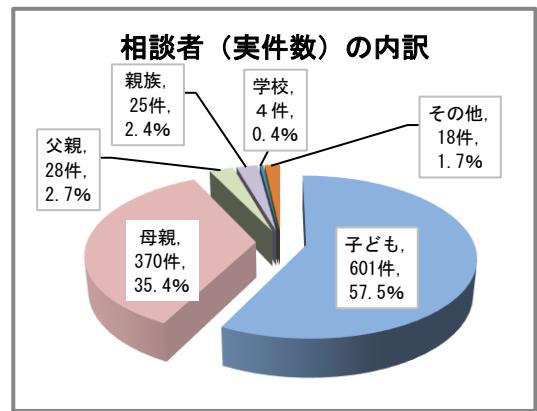
初回の相談で最も多いのは電話による相談（実件数で 638 件）が最も多く 6 割強となっているが、メールの方が相談のやり取りの回数が増える傾向があるため、延べ件数では、メールの割合が最も多くなっている（延べ件数 3,794 件のうち 2,063 件が E メールで、55.6% を占めている）。

なお、相談方法は、随時メールから電話へ、また電話から面談へと移行することがある。

(2) 相談者の内訳

子どもと母親からの相談が大半を占め、両者を合わせると実件数の 92.9% を占めている。

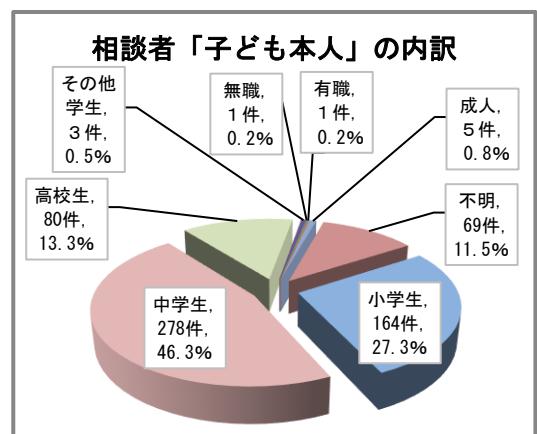
なお、延べ件数でみた場合は、子どもが 2,209 件で 58.2% を占めている。これは、子どもからの相談の多くが E メールによるものであり、相談の回数を重ねることが多いためである。



(3) 相談者「子ども本人」の内訳

相談してきた子どものうち、最も多いのは中学生（278 件、46.3%）、次いで小学生（164 件、27.3%）となっている。

小学生からの初回相談 164 件の内訳をみると、電話相談が 78.7%（129 件）を占めている。一方、中学生は携帯電話を所持している子どもが多いためか、初回相談 278 件のうち、E メール相談が 70.5%（196 件）を占めている。



(4) 相談対象者の内訳

相談の対象となった子どもの内訳をみると中学生に関する相談が最も多く(418件、40.0%)、次いで小学生(361件、34.5%)、高校生(137件、13.1%)と続く。

(5) 留意ケース

子どもの置かれている状態が権利侵害であると疑われるものの、その時点では調整活動や申立てに至らないが、その可能性があるものを「留意ケース」として、特に慎重に相談の経過を管理している。調整活動や申立てに備えて、相談状況をスタッフ全体で共有し動向を注視することにより、権利侵害を見落とすことなく、事案の特性や状況の変化に迅速適切に対応することを目的としている。

平成26年度は、54件の案件について留意ケースとして動向を注視し、うち12件の案件が調整活動につながっている。

(6) 相談内容の内訳

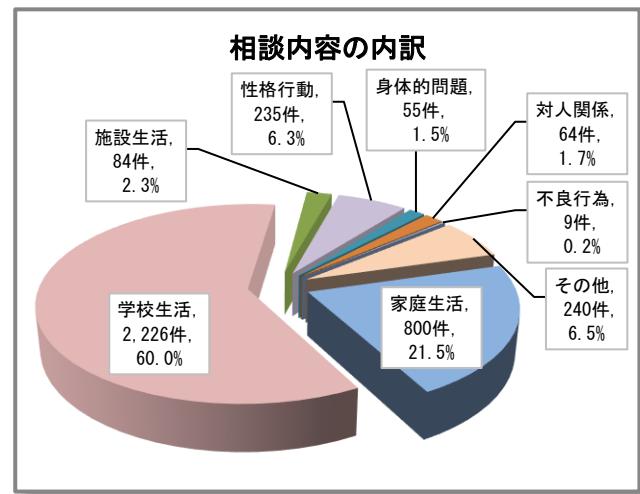
子どもアシストセンターでは、相談内容を「家庭生活」、「学校生活」など8項目に分けています。

延べ件数全体で相談内容の内訳をみると、学校生活に関する相談が最も多く(2,226件、60.0%)、次いで家庭生活(800件、21.5%)、性格行動(235件、6.3%)と続く。これは、昨年度と同様の傾向である。

※延べ件数全体：3,713件

※子どもからの相談延べ件数：2,209件

※大人からの相談延べ件数：1,504件

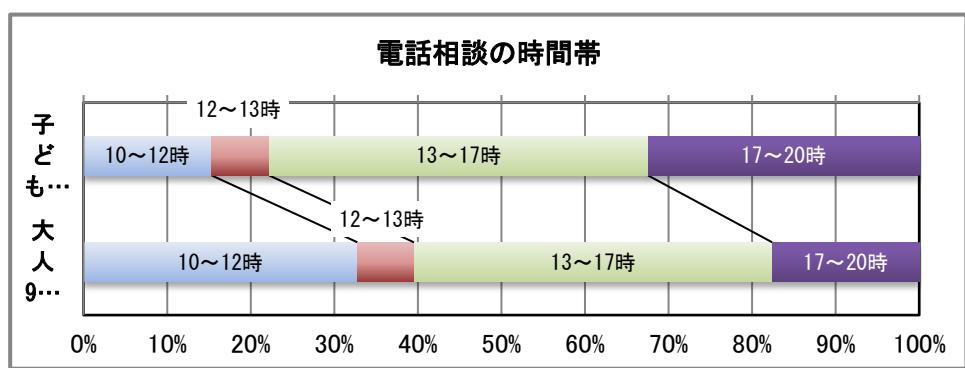


さらに33の細目に分けると、上位5項目は、下記のとおり。

子ども (2,209件)		大人 (1,504件)	
① 友人関係	851件 (38.5%)	① 親子・兄弟関係	265件 (17.6%)
② 親子・兄弟関係	304件 (13.8%)	② 子どもと教師の関係	253件 (16.8%)
③ 情緒不安定	122件 (5.5%)	③ 友人関係	203件 (13.5%)
④ 子どもと教師の関係	101件 (4.6%)	④ 不登校	182件 (12.1%)
⑤ いじめ	83件 (3.8%)	⑤ いじめ	114件 (7.6%)

(7) 電話相談の時間帯

13時～17時の時間帯には、子ども、大人双方から多くの電話相談を受けているが、子どもについては、学校から帰ってきてからの時間帯(特に16時～20時)にも多くの電話相談を受けている。



一方、大人からは、午前中にも多くの電話相談を受ける傾向がある。

相談時間を20時までとしていることは、特に子どもにとって有効であるといえる。

2 調整活動の状況

(1) 調整活動とは

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間に公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。関係機関への事実確認や児童相談所への虐待通告、問題解決のための協力要請や話し合いなどさまざまな内容、関わり合いの度合いのものを含んでいる。

(2) 調整活動件数

平成26年度の「調整活動」は、31件の案件について実施した。

このうち、学校を調整先とする案件は22件(平成25年度は17件)であり、学校と子ども(保護者)の間に立って問題の解決を図った事案が増加した。児童相談所を調整先とする案件は3件となっており、うち1件については、虐待が疑われる案件について、児童虐待防止等に関する法律第6条に基づき、管轄の児童相談所に通報したものである。

また、調整活動の延べ数は369回であり、平成25年度(125回)に比べ3倍近くに増加している。平成25年度は、学校訪問や面談等により早期に問題解決が図られた案件が多くみられたが、平成26年度は、子どもの心理的な不安や、保護者の学校等に対する不信が解消するまで、長期にわたり面談等による支援を繰り返した案件が多くみられた。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

相談項目 調整先	小学校	中学校	高校	市教育委員会	児童相談所	その他	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	0	0	0	0	3	3 ^{※1}	6
学校(幼稚園)生活 (いじめ、子どもと教師の関係、不登校など)	12	7	3	1	0	2 ^{※2}	25
合計	22			9			31

※1 児童会館(1)、学童保育所(2)

※2 私立幼稚園(1)、道警少年サポートセンター(1)

3 救済申立て受理状況

(1) 救済の申立て

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とする。解決のために必要なときは調査や調整を行うが、相手を諫めたり白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

(2) 救済申立て受理件数

平成 26 年度は、以下の案件について 2 名（世帯）から同時に救済の申立てがあった（申立て受理件数は 2 件）。

	権利侵害の申立ての内容	調査先	調査結果等
【案件】			
	地域の少年活動団体から 退団を命じられた	地域の少年活動団体	平成 27 年度に調査継続

(3) 是正等の措置の勧告、意見表明及び是正の要請ならびに自己発意による調査

是正等の措置の勧告（条例第 39 条）、意見表明（条例第 39 条）及び是正等の要請（条例第 40 条）に至った案件はない。

また、平成 26 年度においては、救済委員の自己の発意による調査は実施していない。

4 運営全般として

平成 26 年度の相談件数は、実件数 1,046 件、延べ件数 3,713 件であり、前年度と比較して実件数で 11 件、延べ件数で 466 件の増加となっている。また、救済の申立ては 2 件で昨年度の 5 件より減少したが、相談の延長としての調整活動は 31 件と前年度の 21 件に比べ大幅に増加している。

平成 26 年度は特に、調査や調整につながる可能性がある相談案件について、相談者に対して極力面談に来ていただくことを勧め、できるだけ詳しく話を聞くことを意識した。これにより、面談による相談人数は延べ 315 人と、昨年の延べ 178 人に比べて顕著に増加した。

こうした日々の積極的な相談の姿勢が、調整活動の増加につながっているものと考えられる。今後も、さまざまな事案に応じて、その子どもにとって最も安心でき、最善の利益が図られる方策を関係者の理解を得ながら見出し、権利救済の実効性を確保していく必要がある。